

~~＝(案)＝~~

令和 8 年度 明日香村障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 8 年 7 月 1 日

1 趣旨

この方針は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第 9 条の規定により、本村における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本村の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

（1）法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設・事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護・就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

（2）施設等に対して物品等の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

5 調達の対象となる物品等

この方針により、調達を推進すべき物品等は次のとおりとする。

（1）物品

ア 食品類（パン、焼き菓子、弁当等）

イ 小物類（布製品、紙製品等）

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

ア 印刷（チラシ、ポスター、名刺、しおり、小冊子等）

イ デザイン（チラシ、ポスター、名刺、しおり、小冊子等）

ウ 清掃及び草刈り

エ リサイクル作業（資源回収、分別等）

オ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の目標

この指針に基づく調達目標については、次のとおりとする。

令和8年度調達目標金額	50,000円程度
-------------	-----------

7 調達の推進方法

本村における障害者就労施設等からの物品等調達方針は、次のとおりとする。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務について情報収集を行い、組織全体で共有できるよう各所属に対して情報提供し、障害者就労施設等への発注に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しをしたときは、ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、ホームページ等で公表する。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じ本方針の見直しを行う